

平成17年8月29日

県立高等学校通学区域検討委員会

会長 山下政俊様

島根県教育委員会教育長

広沢卓嗣

次の事項について理由を付して諮問します。

県立高等学校の通学区域（学区）のあり方について

（理由）

本県における県立高等学校の通学区域は、高等学校教育の普及と機会均等の理念に基づき、昭和25年4月に初めて施行されました。施行当初は各高校、学科ごとの小学区制を実施し、その後、学区外入学の許容や、昭和40年における東西2学区制の採用など、数度の変遷を経て現在に至っております。

この間、本県の高校進学率は98%に達し、実質的に高校全入という状況に至ったこと、また、高校からの大学進学率も40%を超えるなど、高校の役割やこれを取り巻く状況は大きく変貌を遂げました。

本県における現行の通学区域は、東西2学区に全県1学区や小学区を併用したのとなっておりますが、これは昭和58年度の形を踏襲したものであり、この20年あまり、基本的な枠組みに変更はありません。

その間、国においては、規制緩和を一層推進する観点から、平成14年1月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正があり、その結果、公立高校の通学区域を設定するか否か、またどのように設定するかについて、その判断がすべて各教育委員会に委ねられることとなりました。これを受け、全国的には、通学区域を弾力化する動きが進んでいるところです。

また、平成16年から17年にかけてのいわゆる平成の大合併により、県内市町村の枠組みに大きな変更があり、その観点からも、現行の通学区域を見直す必要が生じております。

こうした状況を踏まえ、生徒一人ひとりの自己実現と、学校活性化のため、県立高等学校の通学区域はどうあるべきか、検討する必要があります。これからの時代にふさわしい通学区域のあり方について、地域の実情も考慮しながら、総合的な見地からご審議をお願いするものであります。